

福祉文教委員会会議録

令和3年9月13日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 15:28

【案件】

1. 議案第74号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第78号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
3. 議案第86号 指定管理者の指定(飯塚市穂波福祉総合センター)
4. 議案第87号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

【報告事項】

1. いいつか子ども体験型キャリア教育等生涯学習ひろば事業の関連計画の策定について
【学校教育課・生涯学習課】
2. 特定非営利活動法人嘉穂劇場との贈与契約について
【文化課】

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第74号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第74号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。補正予算書の24ページをお願いいたします。第1条 債務負担行為の変更につきまして、「第1表 債務負担行為補正」によりご説明をいたします。歳入歳出予算の補正はございませんが、穂波西中学校区、若菜小学校・椋本小学校・高田小学校・穂波西中学校、4校の給食調理等業務委託料について、債務が後年度にまたがるため、債務負担行為を設定するものでございます。これは、飯塚市学校給食運営基本方針に基づく民間委託を実施することにより、調理業務に従事する人員体制を確保し、安心安全な学校給食を提供するため、委託しようとするものでございます。なお、債務負担行為で令和4年度から令和8年度までの5年間の支出予定額は、3億827万5千円でございます。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武委員

私のほうから何点か、学校給食の業務委託料についてお尋ねいたします。資料の委託料6165万5千円の内訳について、わかれば説明をよろしくお願いします。

○学校給食課長

穂波西中学校区給食調理等業務委託料として計上いたしております6165万5千円の内訳でございますが、若菜小学校が1600万円、椋本小学校は1450万円、高田小学校が1075万円、穂波西中学校が1480万円、消費税が560万5千円、合計で6165万5千円でございます。

○田中武委員

それでは、直営により給食調理業務を行っている学校の人員体制について、お答えください。

○学校給食課長

現在、直営により業務を行っております穂波西中学校区4校及び筑穂中学校区4校の人員体制について申し上げます。まず穂波西中学校区の若菜小学校は正規職員が1名、再任用職員が

1名、会計年度任用職員が4名、計6名でございます。椋本小学校は正規職員2名、会計年度職員3名、計5名でございます。高田小学校は正規職員2名、穂波西中学校は正規職員1名、再任用職員1名、会計年度職員3名、計5名でございます。穂波西中学校区は、計18名体制で給食調理を行っております。

次に、筑穂中学校区の上穂波小学校は正規職員1名、再任用職員1名、関係年度職員3名、計5名でございます。大分小学校は正規職員1名、再任用職員1名、会計年度任用職員2名、計4名。内野小学校が正規職員1名、会計年度任用職員1名、計2名。筑穂中学校は、正規職員1名、再任用職員1名、会計年度任用職員3名、計5名。筑穂中学校区は16名体制で給食調理を行っております。また職員の休暇等に対応するために、代替として勤務される職員、会計年度職員ですが、6名を雇用しております。

○田中武委員

それで来年度から民間委託をしようとする穂波西中学校区4校で勤務されている職員、それぞれおられますけれども、正規・再任用・会計年度という方がございますが、処遇については、どういうふうに考えていらっしゃるかお答えください。

○学校給食課長

来年度退職予定を除く正規職員並びに再任用職員、それから会計年度任用職員につきましては、ご本人のご希望を尊重しながら、関係課とも十分に協議を行ってまいりたいと考えております。また、会計年度任用職員の方で、委託業者への就職を希望される場合の就職の支援につきましては、しっかりと行ってまいりたいと考えております。このことは委託業者にとっても、現在勤務をされておられる方が引き続き給食調理等業務に携わることになれば、給食調理体制として安定した運営が図られると考えております。

○田中武委員

それでは学校給食なんですけれども、児童生徒の安心安全な給食を提供しなければならないのですが、その基準となるものとして、やはり、直営の職員が働くような、そういった運営を私は少しでも残すべきではないかというふうに考えますけれども、その考えについて、お考えがあれば答弁をよろしくお願いします。

○学校給食課長

学校給食の運営につきましては、平成19年8月に飯塚市給食運営審議会から答申を受けまして、同年10月に飯塚市学校給食運営基本方針において、学校給食事業の実施につきましては、民間委託を計画的に進めていくことが示されております。これにより、平成23年度以降、自校式調理場の整備とともに、給食調理等業務を民間委託により行っております。現在、市内小中学校29校のうち21校で民間委託により給食調理等業務を行っております。学校給食の標準、あるいは基本となるものとして、直営による運営を維持することは大切であると考えておりますが、御承知のとおり、職員の人員体制においても厳しい状況ではありますので、将来的に確実な人員配置の確保、並びに安定した給食調理運営が図れる体制について、今後も十分に検討してまいりたいと考えております。

○田中武委員

そうですね、私が心配するのは、全て本当に民間委託で、29校大丈夫なのかというのがあります。やはり何校か残して、直営を残して、委託業務の方が仕事をしないとか、そういう発想ではありませんが、給食調理の業務のスキルを上げる、その標準がやはり直営で当たる学校給食現場が先頭になってお手本を示してやるべきではないかというふうに、私はちょっと考えます。

次に、学校給食の民間委託についてですけれども、保護者やPTAなどに周知するために、何か説明会を開催する必要があるというふうに私は思いますが、そのことについて答弁をお願いします。

○学校給食課長

本議会でご承認をいただきましたら、飯塚市給食運営審議会の開催、委託業者の選考等手続を行いまして、審議会へ給食調理等業務の受託業者の報告をさせていただきます、速やかに穂波西中学校区4校のPTAの役員会などご説明をさせていただきます、保護者の皆様にはお知らせの文書等を配布し、周知を行ってまいりたいと考えております。

○田中武委員

本当に児童生徒の保護者、PTAが不安にならないように、一定の水準を上げてもらいたいというふうに思っています。ぜひ説明会のほうを計画していただくようお願いします。今後、直営から民間に変わったとしても、先ほど言いました児童生徒の食の安全が担保されるべきというふうに考えますので、このことはさっきも言いましたように、保護者、PTAなどにしっかり周知をしていただき、民間委託に変わっても安心安全な学校給食が提供できるように、市の責任として対応されるようお願いしまして、私からの質問を終わりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

共産党の川上直喜です。対象となる学校については、先ほどの答弁でわかりました。そこで、今回対象となる学校について、給食数、先に給食を食べる子どもと教職員の人数をお尋ねしましょうか。

○学校給食課長

直営により給食調理等業務を行っております穂波西中学校区4校の食数について申し上げます。9月1日現在の食数でお答え申し上げます。若菜小学校が419食、椋本小学校が407食、高田小学校が108食、穂波西中学校は391食、合計1325食でございます。

○川上委員

それは、今年の9月1日なんですね。民間委託を実施するのが、来年度から5カ年ということでしょうか。その見通しはどうなっていますか。

○学校給食課長

先ほどお答え申し上げました、直近の食数でお答え申し上げました。来年から5年間にまたがって、食数につきましては大きく変わることはないというふうに認識しております。過去5年から現在に至るまでも、若干の学校によつての増減はございますが、ある一定程度、1300食前後というふうに考えております。

○川上委員

そのように考えるのは、根拠は何ですか。

○学校給食課長

過去5年から現在に至る数値、それから学校に関しては大きく増減する見込みは、見通しとしては大きく変化することはないというふうに考えております。

○川上委員

数字で示してください。

○学校給食課長

穂波西中学校区4校につきましては、先ほどの1325食とお答え申し上げました。ここ数年、1300食前後で維持しております。申しわけございませんが、平均の食数は、今お答えが申し上げられない状況でございます。

○川上委員

来年から5カ年、この4校で給食を食べるはずの児童生徒の人数はもう決まっているんですよ。途中で転入とか、転出とかがあるかもしれないけれども、決まっているでしょう。決まっ

てないですか。

○学校給食課長

学校給食課として把握をしておりますのは、あくまでも過去の、先ほど申しあげました過去の数値、それから例年5月1日の児童生徒数でもって、いろんな数字の試算等を行っている状況でございますが、委員がおっしゃる、きちっとした確定した数字というのは把握ができておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 14

再 開 10 : 16

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

毎年、就学前の児童の数値を含め、また転入転出児童数もございますけれども、そういった数字を含めて、1300食前後を5年間維持されるのではないかというふうな見通しを立てております。

○川上委員

だから、決まっているわけですよ、もう既に。今後5年間給食を食べる子どもたち、それから教職員の人数もほぼ決まっているわけですよ。しかし、先ほど数字が、学校給食課としてはわからないと言われましたね。わからないんでしょう。

○学校給食課長

きちっとした数値がお示しできないということでございます。1300食前後は推移していくというふうな見通しを持っております。

○川上委員

そんないいかげんなことで債務負担行為の数字を積み上げたわけですか。来年、令和4年度はほぼ確実に把握しているでしょう。もう来年度の予算編成をしているのではないのですか。来年度の分は、もう今からの移動というのも、もちろんあるでしょうけれど、その予算編成の数字を言にくいかもしれないけれど、予算編成の基礎となる数字はわかっているでしょう。それをちょっと言ってください。来年度の分。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 19

再 開 10 : 22

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

令和4年度の児童生徒数だけの数字の見込みでございますが、4校合計で1285名でございます。

○川上委員

わかるじゃないですか。来年度以降の分は1300食ぐらいで推移すると言われましたけれど、それは何によって推測したんですか。

○学校給食課長

過去の5月1日現在の児童生徒数の推移で、そういった見通しを立てました。

○川上委員

その見通しの立て方、少し聞かせてくれませんか。それによって、6155万円にしたわけでしょう。飯塚市の見通しの立て方、そこがさっきから、ちょっと気になっているんですけど、どういう立て方をしたのか、教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 25

再 開 10 : 42

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

大変申しわけありませんでした。過去5年間の児童生徒数の平均人数が約1200人、それから教職員120名を含めて、1320食というのが過去5年間の食数の平均ということで、試算をいたしました。

○川上委員

そういう考え方なんです。不思議に思うのは、これから5年間のことを考えているときに、既に給食を食べる人数がどれぐらいというのは、ほぼ決まっているわけでしょう。それを、例えば、先ほどの来年度の予算にかかわって数字が出ましたけれど、1285と出ましたけれど、これは児童生徒の人数ということなんですけど、そのように、少しずつアバウトになっていくかもしれないけれども、未来形の推測の仕方というか、推定の仕方というのがなされていないのは、どういう事情かなという気がしますね。過去5年間の平均とか、よく意味がわからない。予算計上に当たっては、それから、その人数が推定できれば、食数が推定できるわけでしょう。そうすると、それに必要な従事する人の人数は大体見えてくるというわけなんですけれど、現状は18人なんです。この18人のままいこうとすれば、給食運営基本方針とのかかわりもあると思うんだけど、18人でいこうとすれば、5カ年でどれぐらい人件費はかかるんですか。

○学校給食課長

穂波西中学校区4校を直営の職員18名体制、それから先ほど申しあげました会計年度、代替の方も含めたところで20名の年間試算をいたしますと、9872万4千円の額となります。

○川上委員

これはいつの分ですか。5年間の分ではないんでしょう。

○学校給食課長

ただいま申しあげました数値は、令和4年度での数値でございます。

○川上委員

私の質問は、さっき18人と聞いたから、20人でもいいんですけれど、その体制で今後5年間いった場合はどれぐらいかかるのかと、人権費は、と聞いたわけです。その数字はないですか。

○学校給食課長

令和4年度以降、令和5年度になりますが9320万9千円、それから令和6年度が9320万9千円、令和7年度は8299万6千円、令和8年度は7829万8千円という数字で試算をしております。

○川上委員

それは現状どおりいった場合の人件費を言っているわけですね。なぜ人件費はそう下がってくるんですか。

○学校給食課長

現在雇用の正規職員、再任用職員、年次的に退職年齢等を考えますと正規職員が減ってまいります。再任用職員も減っていくとともに、その人数の補充を会計年度職員にすることによって単価がやはり下がってまいりますので、年次的に総計が下がるような状況でございます。

○川上委員

それは給食の対象の児童生徒、教職員入れて1300をちょっと超えるという数字なんだけ

ど、それはずっといくんだけど、それをつくる職員にかかる人件費は下がっていきますよという計算なんですね。ちょっと確認したいと思います。

○学校給食課長

おっしゃいますとおり、正規職員の人数、それから再任用職員の人数が令和4年度は10名ですが、令和8年度の正規職員が10人から令和8年度は6名を見込んでおります。あと再任用職員については、2名から令和4年度が2名、それから令和8年度が4名と、その不足分については会計年度職員を補充するという考え方をしております。

○川上委員

そうしますと、今年度が9872万円とするでしょう。だんだん下がっていくでしょう。下がり幅、この下がり幅の来年度以降5カ年分を合わせると、どれぐらいマイナスになると思いますか、わかりますか、それが。引き算すればいいんでしょうけれど。毎年度毎年度、9872万4千円からマイナスになっていくわけでしょう、これを基準にすると。この合計額は幾らになるだろうかと思ったわけです。そういう計算をしていないですか。

○学校給食課長

手元の資料で、引き算で計算して積み上げれば、お答えができます。

○川上委員

それは本来、この基本方針に基づいてやろうとする場合であっても、計算しておっけないと思うんだけど、ちょっと時間をとっていいので、ちょっと引き算して、5カ年分足し算してください、いくらになりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:52

再 開 10:53

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

令和4年度から、それぞれの年度の差額の合計は4718万8千円でございます。

○川上委員

そうすると、先ほど言われた少しずつ下がる人件費5カ年の合計、人件費そのものの合計は幾らになりますか。

○学校給食課長

5年間の人件費の合計は、4億4643万6千円でございます。

○川上委員

ところで、この債務負担行為の額、6165万5千円掛ける5は、3億827万5千円ということになりますね。それで、同じことなんですけれど、この金額の額の構成要素はどういったものがあるか、そしてそれは何%ぐらいそれぞれあるのか教えてください。

○学校給食課長

委託料の内訳でございますが、4校あるうち、穂波西中学校の部分で答えをさせていただきたいと思います。委託料1460万円のうち、人件費の部分が1119万6400円でございます。

○川上委員

わからないという答弁をしているんですかね。私の質問を聞いてくれますか。5カ年の債務負担行為が毎年6165万5千円なんでしょう。でもいいし、同じことだけれど、5カ年合計で3億827万5千円の中で、人件費が占める、人件費というか、この額の構成要素、何があって、それがまた構成比何%というのがわかればよいというふうに思ったんだけど。今のお答えは穂波西中学校のことだけ、お答えになったんですかね。

○学校給食課長

ただいま申し上げましたのは、穂波西中学校の分の全体とその人件費でございます。

○川上委員

6165万5千円というのは、4校分ではないのですか。今言われている数字は何のこと。6165万5千円について、ちょっときちんと言ってくれますか。これ、4校分なんですよ、6165万5千円というのは。これを合計したら6165万円になるような数字があるでしょう、そちらに。しかも、その費用の項目もあるでしょう。6165万5千円になる項目と金額。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

先ほどの委託料6165万5千円の中の内訳でございますが、人件費が約76%、その他営業の経費、消耗品費等を含めまして16%、そしてその他経費として8%、100%になっておりませんが、ここは消費税額がございますので、そのような数字で計算しております。

○川上委員

そうすると、6165万5千円に占める人件費は76%ですから、4685万円ということになりますね。これに5を掛けると、人件費の全体が出るわけですけど、そうすると先ほどの人件費、直営でこのままいった場合の人件費と人件費同士で比べると、という考え方を予算計上の段階でしていますかね。直営でいった場合の人件費、それから民間委託した場合の人件費の比較、幾らと幾らで、これをどう見るかということところは検討されていますか。

○学校給食課長

令和4年度から直営を維持した場合の人件費の額と、令和4年度から4校を委託した場合との比較は行っております。その中で委託料の中には、先ほど申し上げました人件費その他、経費も含まれておりますので、人件費同士という比較は、この積算に当たっては行ってございません。

○川上委員

今、私の質問に答えて、人件費が直営で行った場合はこれだけ、5年間で。民間に委託してしまった場合は、人件費がこれだけという数字が、今わかるでしょう。わかりますかね。5カ年ですよ。

○学校給食課長

令和4年度から直営を維持した場合と、4校委託をした場合の比較でございますが、2億970万円の差が出ております。

○川上委員

それが人件費同士の比較であれば52%で済むという計算なんでしょう。半分ぐらいですね、人件費。だから総括的に言えば、現状でいっても人件費について言えば、4718万円減るようになっていますという、1つアバウトな数字があるんだけど、それでもう一方で、それに加えて、その一方で民間委託した場合の人件費分を見ると52%。これは、私が言っている数字だけど、2億1千万円ぐらい減少しますという。現状で4700万円、人件費が減っているわけですね。その一方で、2億1千万円減らすという選択肢をあなた方はしようとしているわけですけど、これを給食運営基本方針があるからそうするんですというだけでは、子どもたちの心と体と学力に責任を負おうとする場合、済まないのではないかと思うわけです。

それで、今既に29校のうち21校で自校方式だけど、これ大事なことなんですよ。だけど、民間委託しているでしょう。人件費において、相当な押し下げをしているはずなんですよ。そ

ここで、この債務負担行為3億円余なんですけれども、これをやる場合に、直接雇用のパートが募集されています。それは、すぐネットで見られますけど、日米クックとか、これも日米クックか、やっていますよ、中村学園事業部とか。ここには派遣労働者を配置することができるようになっているんですか。それとも、派遣労働者の配置は無理よということになっていませんか。

○学校給食課長

労働者の派遣は、できないようになっております。あくまでも、業務の委託でございます。

○川上委員

その会社が直接雇用のパートさんを、正職員でもいいんだけど、配置できないとき、会社から、別の人材派遣会社から人材派遣をしてもらおうということなんです。飯塚市が人材派遣を取るという意味ではないですよ。一旦受けた日米クックとかそういうところがあるでしょう。そこが人材派遣会社に応援を頼んでもよいのかと、そういう実態はないのか、お尋ねします。

○学校給食課長

今現在6社に委託しておりますけども、あくまでも直接雇用の従業員の方が調理業務を行っております。

○川上委員

では、そういうことですね。だとすれば、人材派遣会社から派遣してもらおうというのは、契約上できないことですか、できることですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:27

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

委託契約の中で労働者の派遣に関して、特に明記はしてございませんので、実態は把握ができていない状況でございます。

○川上委員

今、2つおっしゃいましたね。1つは、契約の中では、特段の定めがないということなんです。それは確認できると思うけど、その後段の部分で、それで実態を把握できてないと言われたでしょう。何の意味ですか。

○学校給食課長

先ほど申し上げましたのは、委託業者が、労働者を派遣会社が労働者を雇用しているという実態を、学校給食課として把握していないということでございます。

○川上委員

教育長、もうおわかりと思いますけれども、答弁が変わっているんですよ。さっきは派遣労働者はいませんという答弁でしたでしょう。今は把握していないという答弁なんです。どういうことですかね。

○学校給食課長

先ほど私が申し上げました労働者の派遣に関しては、市のほうで派遣はしていないということで、説明不足でございました。

○川上委員

市のほうで派遣はしないというのは、ちょっと横道にそれるかもしれないけれど、実態はないということと、市の方針ではないということと何かかわりがありますかね。

○学校給食課長

先ほど申し上げました、ご答弁した部分で、市のほうで調理従事者の労働者の派遣ということは、当然ないんですけれども、実際に委託業者のほうで、正規の職員の方以外に労働者の派

遣をやってるかどうかというような実態を把握してないことと、直接私が申しあげました市のほうで労働者派遣という部分で関係はございません。

○川上委員

飯塚市が直接、調理員にですね、調理される方、人材派遣するわけがないでしょう、そもそもが。だから先ほどの答弁は、誰がどう聞いても、質問に答えた。質問はそういう趣旨でもあるし、それに答える答弁の中で、民間の事業者は、委託業者は、派遣労働者を受け入れていないと言った以外に理解できないでしょう。実態を把握してないのに、一方で、市との関係では、それをできる状況にはなっていますよという、禁止していないということなんでしょう。そして民間事業者が、派遣労働者を入れている可能性はあるということになりますね。それについては関心がないということなんでしょう、教育長。

○学校給食課長

労働者の派遣の実態をきちっと把握すべきだというふうに感じております。関心がないということはございません。

○川上委員

それで、この民間委託の方針は、給食の基本方針に基づくんですという説明がありましたね。この給食の基本方針というのは、どれのことなんですかね。いつ策定のものでしょうか。

○学校給食課長

平成19年10月でございます。

○川上委員

それには何と書いてあるんですか。

○学校給食課長

委託に関する部分で、民間活力を推進し、計画的に進めていくというふうに示されております。

○川上委員

ちょっと正確に言ってくださいよ。これは教育なんですよ。民間に仕事を、働く側、仕事の事業機会を与える話とは違うんですよ、これ。教育の話なんですよ。

○学校給食課長

運営方針につきまして、「学校給食事業の実施については、安全で栄養のバランスに配慮した給食を提供するなど学校給食の充実に努めることはもちろんのこと、運営において、民間活力の活用が推進されている現在、すでに実施している小中学校の調理委託や先進地事例を検証し、人員配置と併せ、民間委託計画を策定するものとします。」というふうに明記されております。

○川上委員

これ、庄内中学校から出発しているわけでしょう。平成19年というから、2007年か。ものすごい年月が経っているわけですよ。そういう流れの中で、この基本方針を見直したことがあるんですかね。今度、穂波西中学校区4校についての、この民営化をやることについて、この基本方針そのものを検討しましたかね。

○学校給食課長

基本方針策定後の見直し等を行われておりません。

○川上委員

ただ漫然と、14年も前の、この激動の時代に、しかも今、コロナの時代ですよ。漫然と、人件費の削減だけを追い求める形で、まともに議会で説明もできないような状況に今なっているわけでしょう。基本方針は、民営委託をやりましょうという方針ではないでしょう、そもそもが。その前段の給食審議会の答申書があるでしょう。これでは、どうかかなと思うところもちろんあるんだけど、この答申書の終結は、「直営、民営委託いずれの実施にしても」と書いて

ていますよ。「衛生管理の徹底、安心かつ安全な学校給食の提供などに十分配慮した学校給食の充実に努めることが必要である。」と言っている。教育長、5年間、市の教育委員会の見通しとしては、給食を食べる児童生徒の人数は変わらないと。それに、その給食をつくるのに20人の体制が必要であって、余剰人員はないはずですよ、教育委員会。必要な人数だったんです。その人件費が、5年間で言えば4億4643万円と言っている。このままでいけば。それを、わずか2億1千万円ぐらい削る。しかし、パーセンテージとしては、人件費としては半額になるわけでしょう。同じ仕事を、半分の人件費でやってくださいと言う。どうしたら今までの品質という言い方がどうかわかりませんが、仕事の質を維持しながら、人件費が半分でできるのでしょうか。どう思われますか。

○学校給食課長

委員のご質問の部分につきましては、確かに人件費のほうの削減というのはできる、数値としては示しておりますけれども、今、民間委託業者であっても、直営と変わらず、給食の調理業務というのは、先ほど申し上げました29校のうち21校で実際に行われております。食の安全はきちっと確保されているというふうに認識をしております。また、給食調理を行うに当たっての確実な人的体制の確保という部分で、昨年来、コロナによって不測の事態、調理員が勤務できないというようなことも発生いたしました。そういった部分で、確実な人員の確保ができるという部分では、その部分は民間委託の部分のメリットではないかというふうに考えております。

○川上委員

教育長、その未開拓の面というのはどういう意味ですかね。

○学校給食課長

すみません、私のご答弁が民間委託というふうに発言をしております。

○川上委員

私が聞き間違えたということですか。

○学校給食課長

未開拓というふうな言葉をお聞きしましたがけれども、私の答弁は民間委託という言葉を使っております。

○川上委員

聞き間違ったということですね。それで教育長に重ねて聞きますけれど、今、課長の答弁は29校でやっていることですよ。平準化という、あなた方はよく言うけれど、8校残しているのは、多いほうに従ってもらおうという言い方なんだけれど、さっき田中議員が言ったじゃないですか。やっぱり人件費も今の水準の中で、教育委員会が直接雇用して、仕事してもらってという、何とかモデル例というか、学校給食はこうあるべきだというモデル的な仕事をやらしてもらおうという側面が必要ではないかという指摘があったじゃないですか。私、賛成しますよ。平準化というなら、それに合わせていくべきなんです。それを、何か人件費が削減できればどこまでやるよみたいなことで、これは教育委員会がやることかと。学校給食法の目的から言って、削ればそれでいいみたいな発想で予算計上するというのは、教育委員会の仕事の仕方ではないと思う。教育長、これは市長と相談して、一遍撤回して、よく考え直したらどうですか。人件費が委託料の76%というけれど、これをどう比率を小さくしていくかというのが民間業者の仕事なんでしょう。派遣労働が契約において妨げられていないのであれば、走っていきますよ。これ以上、官製によるワーキングプアをつくり、苦しめて格差社会を拡大して、このコロナの時代なんですからね。教育長、ここでちょっと立ち止まって、一遍撤回して検討したらどうかと思いますけれど、教育長の答弁を求めます。

○学校給食課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今後の令和4年度から5年間の民間委託に伴

って、人件費分は確実に確かにおっしゃるとおり、数値が半分近い額の、人件費の比較をいたしますと、そのような数字が出てまいりますけれども、この令和4年度にやるタイミングといたしまして、一つがやはり先ほど申し上げましたコロナ禍における不測の事態、それから現在、市の直営でお勤めいただいている方の将来的な人員の配置等も考えますと、令和4年度からの、残っている8校のうち4校での民間委託を開始するのが適切であるというふうに判断をしております。

○川上委員

答弁ないんですか。

○教育長

ただいま学校給食課長がご答弁いたしましたように、市の教育委員会としては、基本方針に沿って実施をさせていただきたいと思っているところでございます。

○川上委員

いや、それ答弁になってないのではないですか。一遍、撤回して、市長と検討し直したらどうですかというのが質問ですよ。

○学校給食課長

繰り返しの答弁でございますが、令和4年度から開始する時期、それから将来的な、現在直営の職員の配置体制等々を考えますと、人件費の削減という部分を中心として考えているわけではございませんで、あくまでも民間委託を推進してきている流れの中で、現在6業者8契約で委託業者のほうの、また更新の時期等々を考えますと、一番は直営の8校の人員体制の確実な確保という部分が、最大の今回ご提案をしている理由でございます。

○川上委員

教育長がもう答弁できないというのであったら、答弁できませんという答弁をしてくださいよ。

○教育長

先ほどのご答弁と一緒にございますけれども、先ほど来、学校給食課長のほうもご説明申し上げますが、基本方針に沿って実施をさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第74号」に反対の立場から討論を行います。今回の民間委託の方向は、給食運営基本方針に従ってという説明がありますが、実はその都合のよい部分だけをとり、財政効果、中心的に言えば、人件費の縮減だけを目的としたもので、学校給食の目的に沿って充実されるものではないということがわかったと思います。2点目は、この質疑のやりとりを通じて、学校給食に対する責任、学校教育が教育の重要な一環であるということに対する責任の欠如が随所に見られました。こういうようなやり方でいけば、どういうことになるかということ、つまり学校給食の投げ出しということになってしまうのではないかと指摘せざるを得ません。以上の理由で、この議案に同意できないことを表明します。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願

います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に「議案第78号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第78号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書14ページをお願いいたします。初めに、「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。筑穂保育所の老朽化による新築移転に伴い、「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」別表の筑穂保育所の位置を、筑穂元吉645番地1に改めるものでございます。次に、「飯塚市子育て支援センター条例」の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。筑穂子育て支援センターは、筑穂保育所内に設置しているため、筑穂保育所の移転に伴い、筑穂支所3階の飯塚市ふれあい交流センター内に移転するため、本条例の一部を改正するものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

保育所は、筑穂中学校グラウンド内となるわけでしょうか。

○子育て支援政策課長

筑穂中学校のグラウンドの奥のサブグラウンドのほうに建設をいたしております。

○川上委員

中学校の運動場の設置基準との関係では、どういった事情になりますか。

○子育て支援政策課長

筑穂中学校と協議を行って、筑穂中学校サブグラウンドのほうに設置を決めております。設置基準につきましては、すみません、確認はいたしておりません。

○川上委員

運動場の設置基準があるんでしょう。

○片峯市長

例えば児童生徒数に応じて、運動場の面積は幾らなければならない基準というようなものはございません。また今、担当課のほうサブグラウンドという表現をしましたが、筑穂中学校のグラウンドがありまして、現在建てようとしているものは、実は筑穂町の運動場が筑穂中学校の横に隣接しておりまして、筑穂中学校の生徒さんが部活動で使用をしていたグラウンドでございます。そのグラウンドのほうを活用させていただいて、今回、保育所の移転新築という用地に教育委員会と市長部局のほうで相談してしたものでございます。

○川上委員

そこで住民運動会とかやっていたわけですけど、このサブグラウンドというのは、教育委員会の所管、中学校の所管、管理責任を持っているんですかね。直接、市が管理責任を持っているんですかね。

○片峯市長

当初、市が管理責任を持っておりましたが、今回、保育所を建てる直前まで教育委員会所管のものに所管がえをしておりました。

○川上委員

それはどういう事情で所管がえをしたんですか。

○片峯市長

学校教育の部活動等で使うことを容認するためでございます。テニスコートも同様です。

○川上委員

その一部を保育所敷地とするということなんですけれど、先ほど設置基準の関係は大丈夫、ないというお話でしたけれど、学校教育に必要なから教育委員会の所管に移したわけですよ。しかも現実的には部活に使っているというところなんですけれど、そこに筑穂保育所を建てるということでは、支障はどの程度あるのか、あるいはないのか、そのところ学校側とは協議したということのようなんですけれど、どういう判断をしたのかお尋ねします。

○子育て支援政策課長

昨年度、筑穂中学校のほうにお伺いしまして状況のほうをお聞きしました。現在は、先ほど私が言いましたサブグラウンドというところは、運動会等があるときに駐車場として使用しているということと、その片隅のほうに砂場が少しありましたので、そこで体育等に使うときがたまにあるというふうにお聞きしております。それで、支障がないかどうかというのは確認をしまして、運動会等があるときにつきましては、保育所の駐車場、新しく建つ駐車場のほうを使用させてもらえれば、支障はございませんというふうにお伺いしております。

○川上委員

日常保育を行う場合、あるいは中学校生徒の学校で過ごす時間帯の中で、それぞれに安全を確保することが重要だと思いますけれど、この保育所をそこに建てることによって、新たに生じる安全対策上の課題というのは検討しておりますか。

○子育て支援政策課長

グラウンドと隣接しておりますので、安全対策について検討したかということでございますが、筑穂中学校のグラウンドでは野球部、ソフトボール部、サッカー部といった部活動がグラウンドのほうでの活動をされております。保育所と面しておりますので、その間に、一応、防球フェンスのほうを設置する予定としております。また、中学校側とお話をする中で、それぞれの活動時間帯の調整など、安全対策につきましては、中学校側と保育所側、それぞれ確認をしながら事故防止を図ることというふうにいたしております。

○川上委員

車の動きとか動線が重ならないようにとか注意が必要だと思いますけれど、ところで、ここは炭鉱地帯なんですよ。上穂波炭鉱があったところです。それで、中学校があるわけですけども、地盤のことについては特別な注意を払っておりますでしょうか。

○子育て支援政策課長

令和元年度に地盤調査のほうをいたしております。そのときに問題があるというふうにはお伺いはしていません。

○川上委員

令和元年の調査は、どんな調査をしたのですか。

○子育て支援政策課長

すみませんが地盤調査に関する資料は手元にございませんで、申しわけございません。

○川上委員

資料はなくても、こういう調査をしたというのはわからないですか。

○子育て支援政策課長

ボーリング調査を行っておりますが、何をしたかについては、すみません手元に資料ございませんので申しわけございません。

○川上委員

この移転にあわせたのか、あわせたんでしょうけれど、現在、保育所の子どもの定数を160名と聞いていますが、130名に下げるんですね。削減するんですね。私は、コロナの時代とかいうようなことを考慮すると、比較的小規模の、あるいは中規模の保育所を、保護者の便利のいいところに、身近なところに設置し、親も子どもも安心ができるということが大事だろうと思うんだけど、この30名を削減したのはどういう理由でしたでしょうか。

○子育て支援政策課長

現在の筑穂保育所の定員が、先ほど委員がおっしゃられた160名でございます。この130名に減らした理由ですが、ここ数年の入所申し込み状況等を勘案したところで、整備後につきましては定員130名とするようにいたしております。ただしニーズがある3歳未満の受け入れ枠をふやし、現在3歳以上の入所見込みが少なく定員を下回っている、3歳以上の定員を減らすこととしまして、施設の規模としては、遊具室等を活用するなど工夫をしながら、現在の最大160名程度までの受け入れ可能となるような整備で考えております。

○川上委員

ここで言うかどうかわかりませんが、その施設の定数を130名にすることは仮に容認するとして、30名減らした分、あるいはそれ以上必要になる部分についての保育所の設置については、今後検討の課題として残るのではないかと思います。それから、最後ですけれども、現在の保育所の敷地は、土地は市有地なんですか。

○子育て支援課長

飯塚市の土地となっております。

○川上委員

これについては移転後、建物を含めて、どういう考え方になっていきますか。

○子育て支援課長

施設に関しましては、当分の間、子育て支援課で管理を行ってまいります。跡地につきましては、市の方針に基づき、今後、関係各課で協議を行っていく予定でございます。

○川上委員

当分、子育て支援課が管理というのは、どのぐらいの当分ですか。4月とか、10月とか、いつごろまでの間ですか。

○子育て支援課長

次の方針が決まるまでと考えております。

○川上委員

これは要望にとどめておきたいと思うんですけれども、先ほど市の内部で協議して決めていくというようなお話でしたけれど、売却一辺倒ではなくて、地域の学校跡施設、土地と同じように、地域のニーズを優先させて考えていくと。学校の跡施設、土地については文部科学省からも地域における有効利用について優先的に考えましょうという方向性でしたでしょう。この保育所の問題についても、それとは行政の筋道は違うのかもしれませんが、やっぱり地域の財産という点で言えば間違いないことだと思うので、内部協議して決めましたと、後で理解してもらいますと、学校給食みたいに、民営化みたいにではなくて、事前によく皆さん相談して、地元活用を優先させていくような方向を考えていってほしいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第86号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第86号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」について、補足説明をいたします。議案書は39ページになります。指定管理者による管理を行わせようとする施設は、飯塚市穂波福祉総合センター、指定候補者は、飯塚市花瀬32番地1、株式会社トキワビル商会、代表取締役 齋藤正宏、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。指定管理者の選定に当たりましては、令和3年4月1日から同年6月1日までの間、市報等による公募を行いました。この後に、令和3年7月7日、7月16日の2回、飯塚市指定管理者選定委員会が開催されまして、提出書類やプレゼンテーションによる選定評価の結果、7月21日に答申を受けましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

議案書の42ページまでの資料を見ますと、「5 選定評価結果」がありますが、トキワが選定評価点数が800点中540点ということであるんですけども、これ以外はないんですね。ほかにないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

公募の結果、手を挙げられたというか、申請された業者がこの1者でございます。

○川上委員

資料があるかよくわからないけれども、1市4町合併以前からの施設で、穂波時代からの施設ですよ。大変喜ばれている。サービスもなかなかいきとどいているという評判、お風呂のこととか、別の問題ではいろいろ指摘もあったりしたんだけど、この穂波福祉総合センターは、指定管理者制度は、いつから導入になっているんですか。最初からですか。

○社会・障がい者福祉課長

この施設につきましては、指定管理は平成19年度から導入されております。

○川上委員

ということは合併2年目ですね。合併して初年度は、初年度までは、どういう運営形態だったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

指定管理導入までは直営をしていたということでございます。

○川上委員

それは、民間委託ではないということですかね。

○社会・障がい者福祉課長

実施形態は、民間に委託をしておりました。

○川上委員

その民間はどこですか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、ちょっと今それは、わかりかねます。

○川上委員

どうやったらわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

恐れ入ります、ちょっと古い事績を見てもみる必要があるかと思えます。

○川上委員

その民間委託先はどうやって決めていたかわからないでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

恐れ入りますが、それもわかりかねます。

○川上委員

14年間ということになりますけれども、節目になるのは、要するに指定管理の選定をして契約を結んだのは、何年と何年と何年というふうになっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

最初が平成19年度でございますので、5年おきということでございまして、平成19年、平成24年、平成29年ということになります。

○川上委員

もう1回言っていただけますか、ちょっとゆっくり。

○社会・障がい者福祉課長

失礼しました、最初は平成19年度からということでございますので、それから5年おきということで、2回目が平成24年、次が平成29年というふうになります。

○川上委員

では最初の2007年、頭の中で元号と西暦と切りかえているので、ちょっと手間取るな。2007年のときは、選定状況はわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

平成19年当時の選定については、ちょっと今わかりかねます。

○川上委員

ところでさっき聞いた徳波時代の民間委託先、それからどうやって契約しておったのかというのは調べてもらっていますかね。職員に誰か行っていただいていますか。そこでわかるの。後でまた聞くから。

それで、今、何と言われましたかね、2007年のときのことがよくわからないと言われましたかね。そしたら2012年、2回目の指定管理者の選定のときの様子はわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

ちょっと資料を持ちあわせていないので、細かいことはわからないのですが、前回は当然、公募でやっております。応募者は1者であったということにはなっております。

○川上委員

非常に重要な議案を審査するんでしょう。市長提出議案なんですよ。こっちが出した議案じゃない。審査する場ですよ。本会議ではないから、常任委員会だから詳細に審査する場面ではないですか。何で資料を持って来ないんですか。審査ができないではないですか。ちょっと委員長、どうかしてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:25

再 開 13:50

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

大変失礼いたしました。古い分から順を追って申し上げます。平成18年の指定管理以前につきましては、基本的に直営をしておりまして、浴室受付業務、運動指導業務を、浴室受付業務をトキワビル商会、運動指導業務を北九州プリンスという会社にしておりまして。そして18年度の指定管理の件ですけれども、指定管理者はトキワビル商会、今と一緒になんですけれども、申請団体は1者でございました。そして、その次の24年からの契約の分ですけれども――。

○委員長

課長、ちょっと声が小さくてわかってなかったみたいなので、もう一度お願いします。

○社会・障がい者福祉課長

最初から、19年からいきます。（発言する者あり）19年はいいですか。では、24年度からの契約の分で、これ23年度の選定が――。（発言する者あり）19年度ですね、19年度の契約の分は、1者、申請があつておりました。そして、24年からの契約の分、これは23年度に選定しておりますけれど、このときは応募が3者ございました。それで先ほどちょっと申し上げました29年度につきましては、応募者は1者でございました。24年度の受注者はトキワビル商会でございます。

○川上委員

ちょっと聞き漏らしたことがあるかもしれませんが、平成16年設立なんですね。2004年ですけれど、穂波町時代は直営で、受付業務をトキワがしていましたと。今度の議案との関係で言えばね。2007年の節目のときには、トキワが1者応募で選定と。それから2012年の節目のときは、3者が応募してトキワが選定されたと。2017年の節目のときは1者でトキワが選定されたと。そして今回、2022年が節目で1者が応募し、またトキワということなんですね。ちょっと確認しますが、大丈夫ですか。

○社会・障がい者福祉課長

おっしゃるとおりでございます。

○川上委員

2012年節目のとき、3者なんですけれども、基本的に無競争なんですね。1者応募で選定をしましょうと。入札のときは、1者入札のときは、学校の建てかえのときを除いては、そのときは特別サービスで1者でもいいというふうに入札はしているんですよ。この指定管理者の選定については、1者でもよいというのは、どこで確認ないし決定しているのか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:57

再 開 13:59

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

今、お尋ねの件につきましては、本市の指定管理者制度の運用に関するガイドラインのほうに記載しておりまして、応募した申請団体が1者及び非公募の場合でも、選定基準を満たしているかどうかの審査が必要なことから、選定委員会で審査を行うものとするということで決定しております。

○川上委員

それに基づいて、この選定が成立しておるといことなんですかね。

○財産活用課長

そのとおりでございます。

○川上委員

せっかくお見えですので、入札は1者はだめよということになっているんだけど、それとの整合性は図られるのか、図る必要がないのか、どうお考えでしょうか。

○財産活用課長

あくまでこちらは指定管理のほうになりますので、その点については必要ないかと思っております。

○川上委員

別のものですよという答弁ですね。では、なぜ指定管理の場合だったら、1者入札でガイドラインはオッケーとしておるわけですか。

○片峯市長

工事発注等のときには、先ほど質問者のほうから学校ということで期限を急ぐような工事のときということで、以前そういうふうな事例はありましたが、基本的に4月に完成しようと、9月に完成しようと、予定が繰り下がり市民に迷惑かけることはあるのですが、待てる。しかしながら、本日上程しております2カ所の指定管理箇所についても、実際に直接、市民の生活や市民活動に関係していることをございますので、1者であっても継続して、その運営に当たる必要があるという観点でございます。また、直営にそのとき戻してできるのではないかと言われましても、直営に戻しても職員に指定管理でこれまで行ってきておりますので、市民ニーズに応えられるようなノウハウがあるかと言うと厳しいところがありますので、現在のような対応をとらせていただいている次第でございます。

○川上委員

次の議案との関係で、そうしたこともあるわけですよ。それで、今、やりとりしているのは、指定管理者制度という制度の一つの矛盾の話なんですよ。それで、ここでちょっとお尋ねします。単年度で指定管理料が4729万8千円ということになっていきますけれど、これは何に基づいて、何によってこういう金額になっているのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

この設計額につきましては、本施設は利用料金制を導入しておりますことから、歳入につきましては、これまでの決算額を参考にいたしまして、決算額の3年平均をもとにしまして、利用料金収入、その他の収入額を算出いたしました。歳出につきましても、決算額の過去3年平均額をもとに算出してございまして、指定管理委託料としましては、指定管理者が利用料金収入及びその他収入で管理経費を賄うことができない額といたしまして、指定管理上限額として4729万8千円、税込みをプラスしております。

○川上委員

契約年度で15年、穂波時代も入れればプラスアルファがあるんだけど、トキワビル商会は、委託契約及び指定管理料について、穂波町あるいは飯塚市から総額でどれくらいの契約料、契約金をもらったことになるか、わからないでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけありません、今までの全てとなるとちょっと今、算出が難しいです。

○川上委員

それはしょうがないですね、7億数千万円ぐらいだろうと思います。それで、この指定管理者トキワビル商会は、これ以外に利用料金制ですから、収益があつたりなかつたりしていると思いますけれど、それについての状況把握というのは、飯塚市としてはするようになっているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

毎年、事業報告書等を出していただくようにしておりますので、利用料収入がどのくらいあったかというのは把握をしております。

○川上委員

そうすると、このトキワ商会の年間のこの施設の管理にかかわる収益というのは、市は把握していますね。

○社会・障がい者福祉課長

決算報告に記載がございますので把握しております。

○川上委員

それによれば、来期の見込みがよいのか、くくりはちょっとわかりませんが、あなた方のくくりのいいところで、トキワ商会はどれぐらいの収益を、この指定管理料及び利用料金制による収入、収益合わせたところで、どれぐらいの収益を出していますか。わかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

令和2年度の収支報告書が出ております。それによりますと、指定管理料も含んだところですけれども、収入の額が6939万5914円となっております。

○川上委員

これは純利益というか、何ですかね、その数字は。

○社会・障がい者福祉課長

今のは収入の総額でしたので、支出を差し引く必要があったと思います、申しわけありません。収支差額につきましては、387万6337円と出ております。

○川上委員

これはコロナの時代の状況なんですね。コロナがない時代のものはわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

コロナの影響ということと言いますと、平成31年度の決算がございまして、これが199万6767円と、大体このくらい額で推移していたわけでございます。

○川上委員

トキワで、ここで働いている方は、何人ぐらいとなっておりますかね。

○社会・障がい者福祉課長

センターの配置職員数につきましては、館長と言われる管理者が1人ですね。それと、フロント関係の職員が3名、ただ常時勤務しているのは2名ということです。夜間時の担当者が3名、これも同時に勤務しているのは2名。浴室担当者が5名、これにつきましても常時勤務しているのは2名。館内清掃係が3名で、これは1名と2名の場合があります。そしてトレーニング室の担当が4名。これは常時勤務しているのは1人ということでございます。

○川上委員

ここはさっき冒頭にも申し上げましたけれど、平成16年から、穂波のみならず地域の方たちが、場合によって100円玉握ってでも、遠くからでもやっぱりお見えになるわけですよ、お風呂に。相当評判がいいわけです。それは施設もいいのと、それから管理が適切に行われているのだらうと思うんですね。それからもう一つは、災害の避難のときにも有効に使われる場所でもあるのだらうと思うんですよ。そういう意味ではトキワ商会は地域貢献というのも、この分野ではあるらうと思います。しかし、利益を追求しなければならない株式会社が、労力の割には収益が余り上がらない仕事に、なぜずっと手を挙げ続けるのか不思議なんですよ。飯塚市が、もう撤退せずに頑張ってくださいというようなことを頼んでいるんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

そういうお願いはしておりません。

○川上委員

2012年の節目のときを除いて、全部1者でしょう。こういうことであれば、指定管理者制度を、ここで続けなければならないのかというように思うんですよ。地域の雇用の確保とかいう点で言っても、飯塚市が直接責任を負う形で雇用を確保する。そうすれば、トキワ商会も

荷が下りるのではないかという気もするわけですよ。だから、今ずっと経過を聞いてみると、指定管理者制度は、それが住民サービスに大きく貢献できるし、それから同時にもう一つは財政縮減効果もありますよという、こっちは二義的なんですよ。その点で言えば、トキワ商会が適切に社員教育というか、従業員教育とか、そういうことをやっている面もあるのかもしれないけれども、それを指定管理者制度で続けなければならないということはなくなっているのではないのかなというふうに思うんですね。それで、2016年12月議会で、当時の市長と副市長が、かけマージャンをやっていたという事実が発覚しますけれども、このかけマージャン、何年にもわたって行われているという報道でしたけれど、このトキワ商会の関係者が絡んでおったというような事実は、あなた方の調査ではないですか。

○社会・障がい者福祉課長

そういった事実はないものと思っております。

○川上委員

調べたことがありますか。

○社会・障がい者福祉課長

調べたことはございません。

○川上委員

この件に限らず、不適当なことがなかったかについては、一度はきちんと聞いてみるということも、これに限らず、いるのではないかと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第86号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べたいと思いますけれども、既にこの制度の管理運営に当たり、指定管理者制度でなければならないという理由がなくなっているのではないかと、実態に見れば、及び指定管理者の選定に当たり、1者応募でも資格があるということについても不透明感を感じるので、施設・サービスで適当と思われることがずっとあっていることを考慮しても、今回、認めがたいということを書いておきたいと思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

議案書43ページをお願いいたします。「議案第87号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」について、ご説明いたします。本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております飯塚市文化会館の契約期間が、本年度末で満了することから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるために提案するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯塚市文化会館でございます。指定管理者となる団体は、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団でござ

ざいます。同団体につきましては、現在、当該施設の指定管理者として管理運営を行っているところでございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。指定管理者の選定については、飯塚市指定管理者選定委員会が、7月7日、7月16日の2回開催され、7月21日に指定委員会委員長より市長へ答申がなされております。

議案書45ページをお願いいたします。指定管理者指定議案資料となっております。施設の概要、指定管理者となる団体の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。議案書46ページ、非公募により選定を行った理由について、ご説明いたします。非公募にした理由といたしましては、同団体は、市が出捐して設立した公益財団法人であり、施設との関係が密接不可分であること、団体の役割と施設の設置目的、機能が一致していることから、安定的、効果的な施設運営が期待できること。また、その実績があることから飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募としたものでございます。

指定管理料の上限額は、令和4年度8610万2千円、令和5年度1億3815万8千円、令和6年度から令和8年度は、年1億3782万6千円でございます。選定評価結果につきましては、選定評価点数は875点満点中596点、率にして68.1%の評価でございました。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

文化会館の管理の形、途中から指定管理になる。だけれども、それはできないときもありました。その経過をちょっと先ほどの議案の質疑との関係がありますけれど、ここで述べられますか。

○文化課長

文化会館の管理の経緯でございますが、平成3年から平成17年までは直営でございます。平成18年から19年の2カ年につきましては、指定管理者制度を導入しておりまして、同事業団が非公募により指定管理に当たっております。その後、平成20年から平成23年までは直営で運営を行いまして、平成24年から平成28年の5年間を指定管理期間とする指定管理につきましては、公募によりまして事業団が指定管理を行っております。続きまして、平成29年から令和3年までの5年間につきましても、指定管理者制度を導入しておりまして、この期間につきましては、非公募によりまして事業団が指定管理に当たっております。

○川上委員

平成で言うと24年から28年にかけての指定管理期間は公募ということですが、これは応募はどのくらいありましたか。

○文化課長

平成24年から28年の指定管理につきましては、2団体の応募となっております。

○川上委員

1団体は事業団でしょうけれど、もう1団体は市内の団体ですか。

○文化課長

もう1団体につきましては、市外の事業者となっております。

○川上委員

選定によって、評価点によって、事業団が選定されたわけですか。

○文化課長

委員の言われるとおり、評価点により採用されております。

○川上委員

一方で、この文化会館、相当多額のお金を投入してつくり、そして維持についても、大規模改修も含めて相当な財政出動をやっているわけですね。この文化会館の位置づけというか、役割というのは、どういったふうに規定していますか。

○文化課長

この文化会館の設置の目的でございますが、市民文化の向上と市民福祉の増進を図るため、この文化会館を設置しているものでございます。

○川上委員

文化の振興と福祉の向上。それで、その機能としては、どういった点が特徴なんですか。

○文化課長

この文化会館につきましては、市の文化振興の中心施設として、文化事業の提供と、それぞれ文化活動されております団体・個人の方の活動の場として、この文化会館を活用していただいております。

○川上委員

ところで、今度選定されました飯塚市教育文化振興事業団の設立はいつですか。

○文化課長

この文化振興事業団の前身であります教育文化振興事業団の設立は、平成3年3月28日でございます。

○川上委員

文化会館のスタートと同じ年ですね。

○文化課長

文化会館の開館は、平成4年1月11日となっておりますので、ほぼ同じと考えております。

○川上委員

それで、同時期ということなんですけれど、これはたまたまなんですか。

○文化課長

現在の公益財団教育文化振興事業団につきましては、この文化会館を施設管理することも目的として設立をされたものでございます。

○川上委員

もともと飯塚は、ほかの地域はほかの地域もそうでしょうけど、豊かな文化性があって、片峯市長を前に、いろいろ説明する必要はなかろうと思いますけれど、そうした大きな流れの中で、嘉穂高校跡地をどうしましょうかという市民的な議論もある中で、文化の振興をさらにということもあって、この事業団がつくられ、このきっかけとしては、拠点としての文化会館をとということもあったわけですね。それで非常に重要な位置づけがあって、事業団としては、単なる貸しホールの管理をするために存在したわけではなくて、文化の振興そのものを市民の草の根の文化運動と結びついてやりましょうと、それから嘉穂劇場の拠点としての伝統的な文化の息づきもあったわけですから、そういう意味では、当初の目的から言えば、この事業団が一貫して、文化会館については、文化事業として管理運営についての責任を負うという形を継続するべきではなかったかと思うんですよ。この間に、指定管理を繰り返しやってくる、直営をすることもありましたということについて、何か今の段階で整理をすることがなかったでしょうか。

○文化課長

この事業団につきましては、文化会館の開館当初から、この文化会館の管理等を行っていただいておりますが、現在、この指定管理を継続して行っていただいておりますが、その間につきましても、これまでのノウハウを蓄積していただきまして、本市の文化行政に大きく寄与しておりまして、鑑賞事業や参加育成事業、出前事業や支援事業など、さまざまな事業を実施していただいておりますが、指定管理としての評価につきましても、これまでのところ高く評価

をしていただいております、優良な評価を受けているところでもありますので、十分に効果を発揮していただいているものと考えております。

○川上委員

非常に重要な答弁をされたんですけれど、先ほどの煩雑なのでいつというのは入れませんけれど、まず直営があり、そして指定管理制度の導入があって、非公募でいきますと。そして直営になって、そして指定管理者にまた戻って、今度は公募すると。今回は指定管理で非公募ということなんですけれど、平成18年から19年の間の指定管理の非公募の理由があると思うんですね。その理由は、今回の理由とは、どこの点で違っていたのか、あるいは違ってないのか、答弁を求めます。

○文化課長

申しわけございません。18年から19年の非公募の理由については、現在把握しておりません。

○片峯市長

多分、すみません、その経緯は違った立場で、ちょうどそういうことを決断したときですので、私のほうからお答えをさせてください。確かに質問者おっしゃるとおり、直営から旧飯塚市のほうで、継続的な文化振興を図るためにぜひということで、市もバックアップしてつくりました教育文化振興事業団でありました。しかしながら、ちょうどそのときはまだ教育委員会で、たまたま学校教育課長でしたので、たしか市外の事業者がほかにも手を挙げられて、議会でも非常に熱心に論議がありました。議会のほうの意向としては、地元の文化振興を、ただのイベント興行的なもので収益さえ上げればいいという発想ではなくて、地元で根差した文化振興を責任を持ってしてくれるところに任せるべきでないかと。そして市としては、指定管理にしても、それを支える責任があるのではないかとということで、別の業者が一旦落としましたが、それを議会のほうで否決ということになりました。重く受け止めまして、教育委員会の中でも論議がありまして、私もその論議の中に参加いたしました。その後、まさにその趣旨に基づいてやっていく中で、先ほど言いましたような、これも御承知済みの質問だと思いますが、この文化ホールにつきましては、この運営団体と市の各種文化団体とがしっかりと連携を図りながら、効果的な運用に努力をしてくれている団体でありますので、これを大切に、また市としてバックアップすることこそ、本市の文化振興に振興もしくは寄与できるものだというような判断のもと、非公募として、ともに進んでいこうと。またあり方について問題点があるのであれば、市と協議の上、その課題を解決していくという方策をとることにいたしまして、非公募ということ、教育委員会のほうから市長部局のほうに、理由も添えてお願いをして、現在のようになっているものでございます。

○川上委員

わかりやすい丁寧な説明でしたけれど、それで、ここの議案書の46ページの3番に書いてある非公募により選定を行った理由なんですけれど、これは、このとおりに読めば、特別な事情がない限り、今後ずっと非公募ということになる文面なんですよね。特別な事情というのは、またその実績があることとなっていますので、何か重大な瑕疵が生じたときは適用されなくなる。大体、市長も4年に一遍、市民は選り直すことになっています、普通。議員でもそうです。でも事業団について、安定的な事業団の振興という点で言えば、このように細切れでやっていくことが妥当なのかどうかと。やっぱり文化の振興ですから、5年はもちろん、10年、15年と、総合計画が10年単位ですので、10カ年計画ですので、そういう長期的なものの見方、考え方で仕事していかないといけない面もある中で、事業団の収益で大きな決定的な役割を果たすこの文化会館に関する委託料が、何と云うか、安定的でないということになれば、どうかと。つまり、そう考えてくると、非公募により選定を行った理由をそのまま受け止めれば、指定管理者制度は、既に文化会館については適用すべきではないということ、もう示

しているのではないのかというふうにするんですね。したがって、私は文化振興事業団が、それ自身の目的を発揮するために頑張れるように市として応援するとともに、文化会館については、特別なことがない限り、重大な瑕疵がない限り運営を頼んでいくというようにしてしかるべきではないかと思うんですね。したがって、今回、同じ事業団なんだけれど、指定管理という点で言えば、一遍、議案としては取り下げて、違う形の契約ができるようにならないのか。これは教育長に相談するんですかね。ちょっと答弁を求めます。

○片峯市長

継続的に文化振興を図るべきなので、契約年度も見直す必要があるのではないかというご指摘、実は教育委員会と市長部局のほうでもそのような論議をいたしました。しかしながら、現状でしたら、よくやっただいていますが、もしものことがあったときにどうかということで、現状の契約にしたということが一つでございます。もう一つはこれも皆さん御承知のとおり、間もなく改修工事に入ります。さまざまな休館期間があったり、文化団体との調整等々もありますので、この飯塚市教育文化振興事業団との協力体制の中でやっていくしかありませんので、一旦、これを見直しというようなご指摘もありましたが、特に今回の、この指定管理については、ぜひご賛同いただきまして、スムーズに改修し、改修工事等も鉛直に進むことができまして、飯塚市の文化の殿堂を守ることについて、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

非常に残念な討論をするんですけど、「議案第87号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」について、反対せざるを得ません。それは先ほど、質問の過程でも申し上げましたけれども、もう指定管理の理由が立たないからなんです。今後、飯塚市においては、例えばですけども、嘉徳劇場をもう一つの核としながら、さまざまな文化の融合的な、あるいはそれぞれ独自の発展が大切になる時期で、いろんな市民レベルの、いろんな地域の、あるいは分野の取り組みの発展があると思います。その中で、この事業団の果たしていく役割というのは、単に会館の管理というにとどまらない、本市にとっては非常に重要な役割を果たしてもらい、あるいはもらいたい、またはできるものだと思います。それで先ほど、もし万一のことがあればというようなことも言われました、市長からは。私も瑕疵がない限りと言いました。これは長期的に育成するという視点に立ったときに、初めて使い捨てでない、育てていくという視点が生まれて、3年たったら4年たったら、競争して負けたらさようならというのでは、やっぱり先ほどおっしゃったとおりだと思うんですよ。そういった点で言えば、この指定管理制度で非公開でずっと続けていくというのではなくて、何年かおきではなくて、丁寧にやっぱり育てていく上で、この文化会館の管理というのは、事業団にとっては死活的、マンパワーですからね、死活的だと思うので、出し直してもらいたいというのが私の立場です。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：45

再開 14:55

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「いづか子ども体験型キャリア教育等生涯学習ひろば事業の関連計画の策定について」報
告を求めます。

○学校教育課長

「いづか子ども体験型キャリア教育等生涯学習ひろば事業の関連計画の策定について」ご
説明いたします。まずは、資料「いづか子ども体験型キャリア教育等生涯学習ひろば事業計
画（概要版）」の1ページをお願いします。

計画策定の趣旨ですが、近年、社会情勢は刻々と変化し、それに応じて、生涯学習をめぐる
環境も変化してきております。このような変化が激しい現代社会におきまして、1人1人が生
涯にわたって自発的に学び続け、必要とするさまざまな力を養う機会が保障され、そしてその
力が社会全体の継続性や新たな価値の創造へとつながっていく生涯学習社会の構築が求められ
ております。このような背景を踏まえ、第2次飯塚市教育施策の大綱に挙げられる基本理念の
実現に向けて、穂波庁舎3階で実施するキャリア教育の推進や、あらゆる世代への生涯学習に
関する事業計画を策定いたしました。計画期間は、令和3年度から令和9年度までの7年間と
しております。

2ページ目をお願いします。本市では、第2次飯塚市教育施策の大綱において、教育の基本
理念を「本物志向・未来志向の人づくりのために」と定め、4つの基本目標を上げております。
本計画では、その4つの基本目標のうち、「次代の飯塚市を担うひとづくり」、「いつでも
どこでも だれでも学べる環境づくり」、「かしこく やさしく たくましい子どもの育成」
を基本目標とし、主要施策を設定しております。3ページをお願いいたします。施策の体系で
すが、各施策の事業として、飯塚市立小中学校キャリア教育事業、社会教育・生涯学習事業、
ものづくり体験事業を設定しております。

4ページをお願いいたします。ここから7ページまでが飯塚市立小中学校キャリア教育事業
となっております。5ページをお願いいたします。本事業では、公益財団法人ジュニア・ア
チーブメント日本がライセンスを有する2つの学習プログラムを導入しております。1つ目は、
社会と経済の仕組みを学ぶ経済体験学習「スチューデント・シティ」です。施設内に本物に近い
街と店舗を再現し、児童が働く人の立場や消費者の立場になるプログラムで、小学校5年生
を対象としております。6ページをお願いします。2つ目は、生活設計と将来設計を学ぶ生活
設計体験学習「ファイナンス・パーク」です。生徒があらかじめ設定した大人として行動し、
お金に関するさまざまな選択と意思決定を行うプログラムで、中学1年生を対象としておりま
す。7ページをお願いいたします。本事業の運営方法ですが、子どもたちの活動をサポートし
てもらうために、企業や地域の力を得ながら実施することとしております。

8ページをお願いいたします。社会教育・生涯学習事業ですが、あらゆる世代を対象として、
原則、キャリア教育事業の体験学習期間外の平日日中に実施を予定しております。施設内にネ
ットワーク環境やパソコン等の整備を行う予定としておりますので、中央公民館や交流セン
ターの事業で、まだ十分に取り組みがなされていないオンラインを活用した生涯学習事業を中
心に実施予定としております。9ページをお願いいたします。ものづくり体験事業ですが、主
に小学生を対象とし、土日の午前中に実施を予定しております。

10ページをお願いいたします。事業の開始年度である令和5年度からの年間スケジュール
となっております。

○生涯学習課長

続いて、「穂波庁舎3階改修整備計画」について、私のほうからご説明させていただきます。資料「穂波庁舎3階改修整備計画」の3ページをお願いいたします。本計画は、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画における指針を踏まえ、穂波庁舎3階の空きスペースを有効に活用していくための改修計画と位置づけております。計画の期間は、令和3年度から令和4年度までの2年間としております。

4ページをお願いいたします。改修の基本的な考え方ですが、建築物用途を事務所のままで改修いたしますので、集会所の用途変更は行わないものとしております。そのため、会議室としての使用を前提としながら、余裕のある時間に生涯学習事業等を行い、参加者を特定することとしております。

5ページをお願いいたします。改修の概要ですが、令和3年度は部屋の内壁の撤去に伴うパーティションの設置や床の改修を行い、令和2年度は情報ネットワーク環境の整備を予定しております。6ページをお願いいたします。こちらが改修のイメージとなっております。7ページをお願いいたします。改修のスケジュールですが、11月ごろから工事を開始する計画としております。以上、簡単でございますが、関連計画策定の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

この穂波庁舎の3階の計画に関しては、たしか、今年度前半ぐらいに入っていたと業者さんというか、やっていたところに対してアプローチをするという話でしたよね。もう今年度に入ってすぐに。そういった形だったかと思うのですが、進行状況、決まりましたでしょうか。

○生涯学習課長

今回、この事業計画、それから整備計画を策定いたしまして、本委員会にご報告申し上げて、これからこの後、企業公募を含めたところも含めて、これから進めていくこととなります。

○江口委員

全く決まっていないということですか。

○生涯学習課長

現時点におきましては、質問委員がおっしゃられるとおりでございます。これからでございます。

○江口委員

7社のブースをつくるという形でしたよね。これからもう工事があるんだけど、7社か決まってる。決まった7社によっては、サイズが変わったりするのではないんですか。

○生涯学習課長

今、質問委員がご質問いただいています7社については、「スチューデント・シティ」の関連ブースのことになるかと思えます。ここについては、改修計画の6ページのほうに書いておりますけれども、旧教育委員会のほうで前教育長室、教育部長室等がありました部屋、南側の部屋と北側の会議室を7ブースに分けてする予定としております。基本的には、同じ間取り、規格サイズになるかというふうに予定しております。現在、この事業につきましては、今後、企業公募を行ってまいりますけれども、現時点で計画しておりますのは、入っていただく企業のほうには、3年でまず協定を結ぶ予定としております。ですので3年後も、もしかしたら会社が一旦入って、今回は入っていただきますけれども、その後、会社のご事情等によって、また新たな会社に入っていただくこともなくはないというような状況ではございます。

○江口委員

この両方の資料、2つの資料を見ても、お金に関する部分がまるっきりないんですよね。

「いづか子ども体験型キャリア教育等生涯学習ひろば事業計画」となっているんだけど、事業計画と言うんだけど、お金が全く入ってないんですね。片一方の改修整備計画に関しても、金額は入ってない。これ、「スチューデント・シティ」と片一方では「ファイナンス・パーク」でしょう。子どもたちに生きるのにはやっぱりお金に関する知識が必要だから、「ファイナンス・パーク」をやると言いながら、片一方で行政がやっている事業計画にお金が決定的に欠けているというのはいかがなものかと思います。その点はいかがですか。

○生涯学習課長

事業計画のほうで、今お示ししていますものにつきましては、予算的なものの裏づけというものは、まだこちらのほうに具体的に張りつけをしておりません。3年度で今現在、現行予算で既決となっておりますのが、令和3年度での先ほど申しました改修費用、改修に係る工事費、これについては、現在1820万円ということで議決を賜っているところでございます。令和4年度、それから令和5年度におきましては、環境整備にかかります初期費用を合わせて、まだ現時点で調整もかけているシステム開発にかかわる費用については、財団法人のほうとも調整を図っているところで、まだ未確定なところがございます。いずれにしましても、3月の予算特別委員会のほうでご質問いただいたときにご説明しておりましたけれども、令和3年度、4年度で4600万円ほど。それから令和5年度を含め、以降の事業についてはランニング費用を含めて1500万円ほどかかるというふうに試算をしているところです。あくまでもこれは概算で、現時点でのお話、ご説明になりますので、今後、事業の進捗にあわせて若干の上下をしていく可能性があるかというふうに推察しているところでございます。

○江口委員

もう入札がすぐに控えているわけでしょう。その前にでも、事業計画にお金を入れてしっかり見直すべきだと伝えておきます。そういうことを申し述べて質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

この計画というのは非常に、飯塚市にとっては、私から言えば、野心的な計画かなと思うんですけども、さっき同僚議員からの質問があったときに、企業とすればリアルな体験の場の提供というところなんですけれども、おそらくこれ、大きなところしかなかったはずですね。全国5カ所ぐらい、全部政令都市以上というようなところですけど、飯塚市の規模でこれをやるというときに、このブースに入ってください銀行とか何かそういうところのめどが何か全くないというふうに、さっき感触をとったんですけども、そういうことではなくて、ある程度、何かこう視野に入っているというような状況はないのですか。

○生涯学習課長

現時点におきましては、まだ公募を行っておりませんので、今、質問委員のほうからもご心配いただいているところではございますけれども、支援企業のほうは、公募はこれからということでございます。特段に、今何かしらお願いをしていたりということは、今のところございません。

○片峯市長

ご心配はごもっともだと思います。見通しもなく、これだけ改修工事の費用をかけてやるのかと。私が聞いた説明と若干違うので、すみません、このままで、みっともないかもしれませんが、真面目なので。7社が決まったわけではありません。そして、同じ7社がここを占有するというわけでもありません。これまで商工会議所が、子どもたちのキャリア体験ということで、市内外の事業所に声をかけてくださって、そのような職業体験の場を設定してくださいました。それに、教育委員会としては乗っかって、学校のほうのキャリア体験活動を進めてきました。このことをベースにして、今度はもう商工会議所も、それをずっと続けることは厳しい

とおっしゃっていますので、教育委員会のほうが主体性を持って、商工会議所等が協力をするという形で、この穂波庁舎の3階において、今までよりも充実し、回数の多い体験活動、キャリア体験活動ができるようにするというので、決して見通しがいいわけではありません。そういう事業者さんたちをベースとして考えていきたいと思っております。というように聞いております、すみません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

ちょっと確認的なことをさせていただきますけれど、いづか子ども体験型キャリア教育、これは令和3年度から9年度までの7年間、それに伴って事業をやられるということですのでけれども、この内容的なものを決められた、その教育委員会のメンバーの方、どなたがこういった話でやろうというふうに決められたんですか。

○生涯学習課長

まず令和元年8月20日に小中高大、大学ですね、の連携による人材育成についての意見交換会を開催いたしております。飯塚市のキャリア教育についてのテーマの中で、キャリア教育の推進における先進的な取り組みで高い評価を得ております公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本の経済体験学習プログラム「スチューデント・シティ」と生活設計体験学習プログラム「ファイナンス・パーク」の取り組みをそこで紹介することを契機に、以来、調査研究を進めてきたものでございます。調査結果に基づき、「スチューデント・シティ」・「ファイナンス・パーク」事業の導入に至っているところでございます。今、質問委員からご質問のありました、いつ導入することが、どの場面で決めたのかというようなご質問だったかと思いますが、キャリア教育の体験型学習施設に関する調査研究報告書の答申と同時に、令和2年11月2日付でキャリア教育の体験型学習施設導入に係る整備等を進めることについて、決裁を行っております。この裁可を受けて、令和2年11月9日に、教育部内でキャリア教育にかかわる調整会議を開催いたしまして、「スチューデント・シティ」・「ファイナンス・パーク」事業の導入方針を生涯学習課と学校教育課で確認いたしました。続いて、今年度に入りますが8月の部長会議、それから教育委員会会議に諮りまして、その後、庁議で報告を行っております。経緯としては、以上でございます。

○田中博委員

それで、「スチューデント・シティ」・「ファイナンス・パーク」、地域、市民、企業、学校、教育委員会と、この連携でと書いていますけれど、ちょっと危惧するのが、学校の現場の先生方はどんな形で携わっていかれるのか。というのは、さきの一般質問で出ていましたけれども、パワハラがあっているんですよとかいう話であられて、今、コロナ禍で、いろんなすべき授業が遅れたりとか、いろんなことが、現在、なかなか遅れているのではないかと。それにまた新たに事業が出てくると、またそれに費やす時間と打ち合わせと、いろんなことが、やっぱり先生方含めてかかってきますので、よっぽど、そのところを理解を得た中で、また協力を企業の方とかいろんなところがないと、うまく進んでいくことは難しいのではないかと心配しております。きょうの委員と執行部のやりとりを聞いていても、ものすごく何か、答弁に対して心配をしております。それでちゃんと皆さん方に発信して、市民を含めて、ちゃんとした報告なり返事ができるのかなと思ったら、非常に心配しています。今、横文字でやれることは何かよさそうですけれども、実際に動き出したら、本当にこの内容が充実するような形で進んでいくのかどうかというのは、非常に心配しております。すみません、私が言っていることが難しいのかわからないのか、言い方が悪いのかはわかりませんが、何か余りにも学校現場でいろんな事業を新たに入れてされるのはいいですけども、するということは、それだけふえますので、何かを減らして時間の余裕を持つとか、何かそういう対応もなからんと、やる

ことがどんどんどんどんふえていってですね、もうあとは疲れるだけしかないような感じを心配しております。そこのところはどうでしょうか。

○武井教育長

質問議員から学校での負担等のご心配をいただきましたけど、先ほど市長もお話しされましたけれど、昨年まで飯塚市の商工会議所のほうから、お仕事スタジアムといういろんな関係企業に来ていただいて、施設にそういった会場をつくって、子どもたちをバス等で送迎してやるという職場体験をやっておりました。その言わば、今までのご協力も引き続きいただきながら発展形であるということと、学校のほうは飯塚市、実は小中一貫教育をずっとやっています、このことはやっぱり小学校と中学校が接続を円滑にしっかりやるということは、いろんなことで効果を上げています。そういう中で、キャリア教育も、これもやっぱり小中一貫でやるべきだということで、ここ数年、学校の先生方を委員にして、キャリア教育推進連絡協議会というのをやっておられます。その中で実は、令和元年ぐらいから小中高大連携の人材育成の会議の中でも、このことを図ってきたのですが、学校現場からの声としても、例えば中学校は職場体験の事業所を自分たちで掘り起こすんですね。一生懸命、夏休み等に掘り起こしてやっています。大変負担が大きいんです。そういうものを軽減して、特に今回、小学校5年生と中学1年生に、このカリキュラムを入れるのは、やっぱり小中で一連した流れをしていこうというときに、ちょうどこの中間の段階が非常に肝になってきます。そこで、小学校で「スチューデント・シティ」というような職場体験活動。これ、7つのブースに入らせていただくということで、もしこれを私どもが小学校で中学校と同じ職場体験をやれと言ったら、事業所の掘り起こしとか、まさにさっき質問委員おっしゃっていましたように、学校の負担というのは大変なものになると思いますので、そういった意味で、先ほどの委員のお話の中にも、政令市級の大きなところしかやってないというようなことをおっしゃいましたが、そういう意味でジュニア・アチーブメントの法人さんのほうも、人口が10万人ぐらいの飯塚でもできるコンパクトなものをということで、私どもと一緒に知恵を絞って、企画もしているところでございます。そういう意味で、学校のほうはそういうニーズがあると。これまでの職場体験とは違う、負担にならないものをやりたいというニーズはあるというのは実際でございます。

○田中博委員

今、教育長が言われましたけれど、実際、現場の先生方のご意見というのはどこまで反映されているのかというのは、僕は聞いていないですけど、あんまりよくないようなことを耳にしております。今は、生徒・児童が朝から、各学校遅刻もせずにちゃんと出校して、ちゃんと授業も受けてという形のもので、果たしてそれぞれやっておられるかというのはちょっと疑問のところがございます。今やらなくてはいけないことすらうまくいってないところで、子どもの対応、保護者の対応、学校内の先生方の対応と、いろんな形で今もう滞っております。そんなことをきちっとまずベースででき上がってこれに移る分については別に心配しませんけれど、なかなかその部分がまだしっかりしていないというふうに見えるところがございますので、そこのところ、きれいに1回調べていただいて、調査していただいて、よりよい形でやっていただくことを前提で進められていきたいと思っておりますけれども、教育長、どうですか。本当に、教育長のところに、本当の声が入ってきていますか、現場からの声が。

○武井教育長

質問委員がおっしゃったのは、コロナ禍で学校のご負担のことも含めて言われたと思うのですが、学校は今、本当に感染力の強いデルタ株も入ってきて、今、学校が私どもと一緒になすべきことというのは、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底と、それと児童生徒の健やかな学びの保障という、これを感染症の感染状況等を踏まえながら、どんなふうに両立、ベストミックスさせながらやるかということに腐心して、学校と連携協働しながら進めていっているところでございますので、今、おっしゃいましたようなことを、十分私ども、代表校長会を初め、

校長会議等も随時、いろんな情報交換をしていますので、改めて、しっかりその辺を把握しながら、連携協働してやってまいりたいと思っております。

○田中博委員

今、教育長に答弁いただきましたけれど、校長会とかなんかというのは当然のことだと思いますけれども、そこで入らない情報が入れるような仕組みをつくってくれませんか。先日の市長の答弁では縦の連携よりは横の連携だと。縦の云々のハラスメントはないというような話で言われていましたけれど、もうちょっと、いろんな形で情報が入るような仕組みをつくっていただいて、それでやってよかったなと言って、皆さんが思われるような形のものをまた調べていただいて、安心してやれるような体制を、まずつくってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「特定非営利活動法人嘉穂劇場との贈与契約について」の報告を求めます。

○文化課長

特定非営利活法人格嘉穂劇場の残余財産について、贈与契約を締結いたしましたので報告いたします。嘉穂劇場につきましては、NPO法人により管理運営を行われておりましたが、本年5月17日にNPO法人の解散及び残余財産の帰属先を飯塚市にすることが決議されておりました。NPO法人の残余財産確定後、8月11日にNPO法人の清算人から残余財産の贈与の申し出があり、嘉穂劇場の贈与に関するNPO法人と飯塚市、双方の意思決定として、8月20日付で贈与契約を締結したものでございます。なお、贈与契約には、市議会において施設の維持管理費予算案が可決された場合に本契約の効力を生ずるとの条件を付しております。贈与を受ける物件は、資料に記載しているとおりでございます。今後につきましては、本定例会において計上させていただいております予算の議決をいただきましたら、速やかに所有権移転の手続を行う予定であります。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。